ガス選択約款(家庭用高効率給湯器契約)

令和元年10月1日実施

新宮ガス株式会社

目 次

1.	目	的	2
2.	選択約款の変	②更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	用語の定	義	2
4.	適 用 条	件	3
5.	契約の締	結	3
6.	料	金·····	4
7.	単位料金の調	周整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8.	精算につい	ι τ	4
9.	設置確認につい	١٣٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠	4
10.	その	他	4
	付	則	4
	(別表)		
	1. 料金及び	『消費税相当額の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2. 料金表	長 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	3. 料 金 表	表 2 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6

1. 目的

この選択約款は、家庭用高効率給湯器の普及を通じ当社の製造供給施設の効率的な使用に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称 及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1)「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (2)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など 業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・ 作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている 部分とが結合している住宅をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税の規定により課される消費税及び地方税法も規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、

1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5)「単位料金」とは、7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

定格給湯能力が 60 号以下 (1 号とは水温よりも 25℃高い湯を 1 分間に 1 リットル給湯できる能力をいいます。) の高効率給湯器を専用住宅又は 1 需要場所に設置するガスメーターの能力 (一般ガス小売供給約款及び他の選択約款 (小型空調契約及び空調夏期契約に限 ります。) による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス小売供給約款22(4) ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメー ターの能力の合計とします。)が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社にこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申し込みがあった場合、当社が承諾した時点をもって契約の成立といたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、契約成立の日から料金の適用開始日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の一般ガス小売供給約款に定める定例 検針 日(以下「定例検針日」といいます。)までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時に一般ガス小売供給約款に基づく契約を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款の解約と同時に他の選択約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款又は当社との他の契約(すでに消滅しているものも含みます。)の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 料金

- (1) 料金については別表の料金表によるものとします。
- (2) 当社は、別表の料金表(料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、早収料金又は遅収料金を算定します。
- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日(初回検針日が一般ガス供給 約款 16(2)の①の場合は初回検針日を含みます。)とし、初回定例検針日までの期間 については、一般ガス小売供給約款の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、 当 社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、 当該 他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

一般ガス小売供給約款23.単位料金の調整により算定いたします。

8. 精算について

4の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点まで さかのぼって一般ガス小売供給約款に定める遅収料金とすでに料金としてお支払いただ いた 金額との差額を精算させていただきます。

9. 設置確認について

- (1) 当社は、高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) 高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。 なお、高効率給湯器を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したもの とみなし、解約日以降一般ガス小売供給約款を適用いたします。

10. その他

(1) その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

- 1. この選択約款の実施期日
 - この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。
- 2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月 31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の選択約 款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表)

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
 - (1) 早収料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。
 - (2) 割引前料金は、料金表 1 (2) に定める基本料金と従量料金の合計といたします。 (1円未満の端数切り捨て)
 - (3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
 - (4) 割引額は、割引前料金に料金表 2 (1) に定める割引率を乗じて算定いたします (1 円未満の端数切り上げ)。ただし、割引額算定の結果が料金表 2 (2) に定める割引上 限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間 の使用量が 0 立方メートルの場合は、割引額は 0 円といたします。

2. 料金表1

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、125立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が125立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2)料金表

(

①料金表 A

(イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1,265.00円 (消費税相当額を含みます。)		
口)基準単位料金			
1 立方メートルにつき	291.97 円 (消費税相当額を含みます。)		

(ハ) 調整単位料金

(ロ) の基準単位料金をもと7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表 B

(イ) 基本料金

	2 205 42 ⊞			
1か月及びガスメーター1 個につき	2,385.43円 (消費税相当額を含みます。)			
(口) 基準単位料金				
1 立方メートルにつき	247.12円 (消費税相当額を含みます。)			

(ハ) 調整単位料金

(ロ) の基準単位料金をもと7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表 C

(イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7,059.91円 (消費税相当額を含みます。)
--------------------	-----------------------------

(口) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	209. 73 円
1 エカメートルにうさ	(消費税相当額を含みます。)

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもと7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2

(1) 割引率

(1)	
割引率	2パーセント

(2) 割引上限額

割引上限額	2, 200 円
(1ヵ月につき)	(消費税等相当額を含みます。)